

再生可能エネルギー地域共生促進税広報業務仕様書

1 委託業務の名称

再生可能エネルギー地域共生促進税広報業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託業務の目的・趣旨

本県では、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた、再生可能エネルギー地域共生促進税条例を令和6年4月1日から施行したところである。

本業務は、再生可能エネルギー地域共生促進税の趣旨及び制度等について、広く県内外の事業者等に向けてメディアを活用した広報を行い、再生可能エネルギー地域共生促進税条例の確実な運用を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

(1) 各種メディアへの掲載による効果的な情報発信

再生可能エネルギー地域共生促進税の趣旨及び制度等について、業界誌、新聞、ウェブサイト等の各種メディアへの記事又は広告等の掲載により、広報効果が最大となるよう、効果的な情報発信を行うこと。

イ 広報対象者は、再生可能エネルギー発電事業を計画中又は今後計画する可能性のある県内外の事業者及び関係者（工事施工業者及び事業用地所有者等）とする。

ロ 広報効果が最大となるよう、掲載するメディア及び掲載形態・方法等を選定すること。なお、掲載するメディアは2つ以上とし、県ホームページ及び県が運用する SNS 等は含めないものとする。

ハ 本業務で掲載した記事又は広告等を発注者が二次的に利用（記事又は広告等を抜粋して発注者が発行する資料に掲載する等）する場合の制限若しくは条件等について明確にすること。

ニ 掲載に向けた申し込み、各種調整等を実施すること。

ホ 記事及び広告等の製作、管理、編集等を行うこと。ただし、掲載するメディアが実施する場合を除く。

ヘ 掲載するメディアから発注者への取材が必要な場合は、発注者が対応する。

ト 掲載に関する一切の経費は受注者の負担とする。

チ 掲載したメディア毎に、発行部数、プレビュー数、クリック数等の情報発信結果をとりまとめ、効果の検証・分析を行うこと。

(2) 広報用パンフレットの作成

発注者がホームページで公開中 (https://www.pref.miyagi.jp/documents/47230/tax_panf.pdf) のパンフレットについて、より効果的な広報資料とするためのデザイン若しくは掲載項目等の修正の概要について発注者に提案し、発注者と協議の上で作成すること。

イ 規格：A3 両面カラー 1 枚・二つ折り（A4 サイズ 4 ページ）、マットコート紙 90kg 以上

ロ 印刷方法：オフセット印刷又はオンデマンド印刷

ハ 数量：600 部

ニ 発注者から提供する現行のパンフレットのデータ（PDF 及び INDD ファイル）を活用し、内容について発注者と協議した上で決定し、2 回以上の校正を経て印刷すること。

ホ 著作権上の権利関係の帰属又は許諾を済ませた上で納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとする。

ヘ 印刷にあたっては、古紙パルプ配合率の高いものなど、環境に配慮した製品を使用すること。

5 成果物

次の成果物を発注者に納品すること。（納品場所：宮城県環境生活部次世代エネルギー室）

成果物	提出媒体	提出部数	提出期限
業務完了報告書※ 1	紙	1 部	委託期間満了日
	電子データ※ 2	1 式	
記事等を掲載したメディア媒体	紙（印刷物の場合）	1 部	掲載後 1 週間以内
	電子データ（WEB サイトの URL 等）※ 2	1 式	
広報用パンフレット	紙（印刷物）	6 0 0 部	令和 6 年 1 0 月
	電子データ※ 2 ※ 3	1 式	3 1 日（木）

※ 1 業務全体の実施概要、経過、実績、効果等について記載すること。

※ 2 電子データを納品する成果物は、電子メール又は別途発注者が指定するデータ送信サービスを活用して提出すること。

※ 3 PDF 及び編集が可能な AI データ等の形式とすること。また、イラストを書き起こした場合等、パンフレットのデザインに要したパーツのデータも併せて納品すること。

6 その他

- （1）受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。
- （2）受注者は、契約締結後、企画内容について発注者と十分に協議し、速やかに事業に着手すること。また、委託業務の進行状況について、随時発注者に報告し、必要に応じて随時打合せを行うこと。
- （3）受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- （4）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議すること。